

## 不動産・金融資産管理処分信託契約書

委託者 鈴木父郎 及び 受託者 鈴木一郎 は、下記のとおり信託契約を締結する。

### 【信託行為】

(信託契約)

第1条 委託者 鈴木父郎 は、受託者 鈴木一郎 に対し、次条記載の信託の目的達成のため、第3条記載の財産を本件信託財産として管理運用又は処分することを信託し、受託者 鈴木一郎 はこれを引き受けた(以下、「本契約」もしくは「本件信託」という。)

### 【信託目的】

(信託目的)

第2条 本契約の信託目的は、以下のとおりである。

受託者が本件信託財産を管理・運用・処分することにより

- (1) 受益者の生活・介護・療養・納税等に必要な資金を給付して、受益者の安定した生活及び福祉を確保すること。
- (2) 資産の有効活用を図ること。
- (3) 次代への資産の円滑な承継を実現すること。

### 【信託財産】

(信託財産)

第3条 本契約締結日における信託の目的財産は、下記第1号及び第2号に掲げるとおりとする。また、将来において、下記第3号及び第4号に掲げる財産も目的財産とする。

- (1) 別紙目録記載の不動産(以下、「本件信託不動産」という。)
- (2) 現金 金3000万円(以下、「本件信託金融資産」という。)
- (3) 次条の定めにより、追加信託を受けた金銭。
- (4) 本件信託財産の管理・運用・処分等により受託者が得た財産。
- (5) 第3号及び第4号により生じた金銭については、第2号の本件信託金融資産に算入されるものとする。

(信託財産の追加)

第4条 委託者は、受託者に通知し協議のうえ、本件信託財産に金銭の追加信託ができる。なお、金銭の追加信託をする場合、委託者は受託者指定の銀行口座に振込みにより行うものとする。